

## 都市化と小作争議

— 都市発展説序説 —

田 崎 宣 義

はじめに

「大小作争議段階<sup>(1)</sup>」に小作争議状況<sup>(2)</sup>の成立をみる立場を継承しつつ、その成立と消滅の要因を都市化の文脈で説明することがここでの課題である。その場合「石黒農政」に代表される一九二〇年代農政の特質理解も本稿の射程内に収めねばならないが、取り敢えずここでは、その鍵をなす争議状況の経済的・社会的検討に分析の焦点を定めたい。

課題のねらいを明らかにするために、「大小作争議段階」の小作争議が従来どうイメージされてきたかを整理すれば、当該期の争議は昭和恐慌期の争議にくらべ、一般に①大規模なこと、あるいは一件あたりの参加地主、小作人数が多く係争面積も広大なこと、②小作料減免要求に端を発する小作料関係争議であること、または、ヘゲモニーが小

作農民側にあること、③結末は減免要求の実現、つまり地主の譲歩に終わっていること、④争議の戦術が損益計算書によっていること（以下、計算書戦術）、⑤争議の主たる担い手は貧農というより小作農民の中では中、上層の農民であること、⑥争議の発生が商工業大都市を核とする「都市的・資本主義的労働市場」<sup>(3)</sup>（以下、都市型労働市場）に強く組みこまれた地域に偏っていること、⑦当時の農政担当者たちはこの争議を新型の争議と認識し、日本資本主義の発展によってこれが早晩全国に波及すると予測していたこと、<sup>(4)</sup>などがあげられる。その場合争議が新型であるというのは、おおよそ次のような理由によっていた。つまり、「年の豊凶に拘らず」<sup>(5)</sup>「年々何等カノ理由ヲ口実トシテ：相当高率ナル小作料減額ヲ要求シ」、小作条件が「近代化・合理化」<sup>(6)</sup>されているはずの「商工業都市を有し、商況敏活にして工業の発展著しき地方」<sup>(7)</sup>で多発しているということである。

本稿もこうした研究成果のうえに立論されているが、④と⑥についてはやや見解を異にする面もあるのでいささか説明する。

④の戦術は、少なくとも本稿の扱う大阪府では、一九二二年頃に小作地返還戦術（以下、返還戦術）から計算書戦術に転換しはじめたと考える。<sup>(8)</sup>例えば、創立間もない日農の機関紙にも、この戦術転換を示唆する記事が多い。<sup>(9)</sup>すると、これまで計算書戦術とのかかわりで解かれていた争議状況の成立はまず返還戦術との関連で説明し、つぎになぜ戦術転換が生じたかを考えなければならぬ。⑥の地域性は、近畿または西日本に偏在するという見方もある。この時期の争議を農民的小商品生産と関係づけて理解する立場には、とくにこの傾向が顕著である。だが、⑦との関連や本稿の視角から、このように整理しておき、詳細は行論中で展開する。

さて、本稿で扱う争議の発生要因については、これまで次の二通りの見解が支配的である。ひとつは農民的小商品生産の発展とその挫折、または発展そのものに求める栗原百寿、西田美昭氏らの見解（以下、小商品生産説）、いまひ

とつは自家労賃意識の形成を重視する暉峻衆三氏らの見解（以下、自家労賃説）である。

このうち小商品生産説<sup>(11)</sup>では、小商品生産の発展を争議発生的前提とするが、最近の「農民的小商品生産の組織化」論だけでなく栗原の研究でも、ある水準を超えた小商品生産の争議抑制効果の問題になっている。つまり争議は、一定の上限と下限に仕切られた範囲に発展した小商品生産との結びつのである。西田説はこの点でやや異なるが、いずれにせよこの説では、争議を発生させる小商品生産の質や、それがなぜ先のような特徴の争議を生み出すのかという点がいまだ説得的に解明されていないし、小商品生産概念の歴史的规定についての吟味も欠いている上、小商品生産が発展している土地を農民が返還するという、この説にとってはいかにも矛盾にみちた事態を説明していない。

自家労賃説は、小作農民の小商品生産者化の過程を、労働集約的な土地生産性追及の段階から土地・労働双方の生産性を追及する段階への発展と捉え、これを日本資本主義の発展段階に照応させたものである。その限りでこの説は小商品生産説を継承しその欠陥を克服していると考えられる。だが、この説では、当該期の小作争議発生を次のように説明する。つまり、資本主義の発展は西日本を中心に小作農民の小商品生産者化をうながして農民経営単位での「費用価格」の形成をすすめ、さらに戦後恐慌による米価下落は「費用価格」の米石換算値を一段とおしあげた。「こうして小作農民にとってあたらしい条件のもとで自分の経営と生活を維持するためには、以前よりも一層多量の米を手元に確保する必要が生じた」が、地主も「米穀市場の発展のもとで、高額・良質の小作料を実現」する必要が生じ、戦後恐慌はこの傾向を一層すすめた。こうして「高額現物小作料をめぐる地主と小作農民とのあいだの矛盾はこの時期にとりわけするどくなり」「小作農民の闘いが本格的に高揚することとなる」。「小作農民は、自分たちで『費用価格』を算定し、その確保を前提として、それにみあった小作料減免」を要求し損益計算書を地主につきつけた<sup>(12)</sup>、と。

右の理解では、返還戦術争議の展開が事実認識として捨象されるだけでなく、論理的にも損益計算書の基礎となる

「V」意識成立の解明に力点が置かれ、返還戦術争議の存在が問題として自覚されていない。

このように、従来の学説では争議発生の説明原理と争議の特徴とが必ずしも整合しているとはいえない。本稿では、都市発展説とも呼ぶべき見解を対置し、都市化がどのように争議をひきおこし、また鎮静させるかを示して、この点を克服しようとするものである。もともとこの見解は、天野藤男<sup>(13)</sup>、末弘厳太郎<sup>(14)</sup>、石黒忠篤、那須皓<sup>(15)</sup>、橋本伝左衛門<sup>(16)</sup>、山崎延吉<sup>(17)</sup>ら当時の農政関係者に広く認められるものであり、本稿はこのような見解が広く存在したことを踏まえて、当該期の争議を都市発展説の立場から論理化しようとするものである。対象は大阪府、検討の素材はおもに『大阪府農会報』(以下、会報)に求めた。

大阪を選定したのは、争議が多発していることのほかに、大阪を含む近畿地方がわが国鉱工業労働者の二〇〜二五%を集積して他地域を圧し、賃労働者の分布密度でも屈指の高さにあり、大阪工業が不熟練労働力への依存度の高い構成を持ち、<sup>(19)</sup>それだけ周辺農村への影響も大きいと考えたからである。

- (1) 当該期を「初期小作争議段階」、昭和恐慌期を「本格的な小作争議段階」とし、両者の間に発展序列を認める見解もあるが、本稿ではそうした序列関係を見極める必要を生じないので、その意味では即物的なこの規定を用いて当座をしのごくことにする。
- (2) 庄司俊作氏の一連の労作を参照。もともと本稿では同じ類型の争議が広汎に発生するような社会的・経済的背景をさす、より広義の状況を意味するものとして用いる。

(3) 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上、二六二頁、東京大学出版会、一九七〇年。

(4) さしあたり林有一「第一次大戦後の農民問題」(『歴史学研究 一九八一年度大会別冊』)の「II 農政の性格」参照。

(5) 末弘厳太郎『農村法律問題』復刻版、一九五頁、農山漁村文化協会、一九七七年。

(6) 『第三次小作年報』、二一四頁。

(7) 天野藤男『地主と小作人』訂正八版、六二頁、二松堂書店、一九三二年。

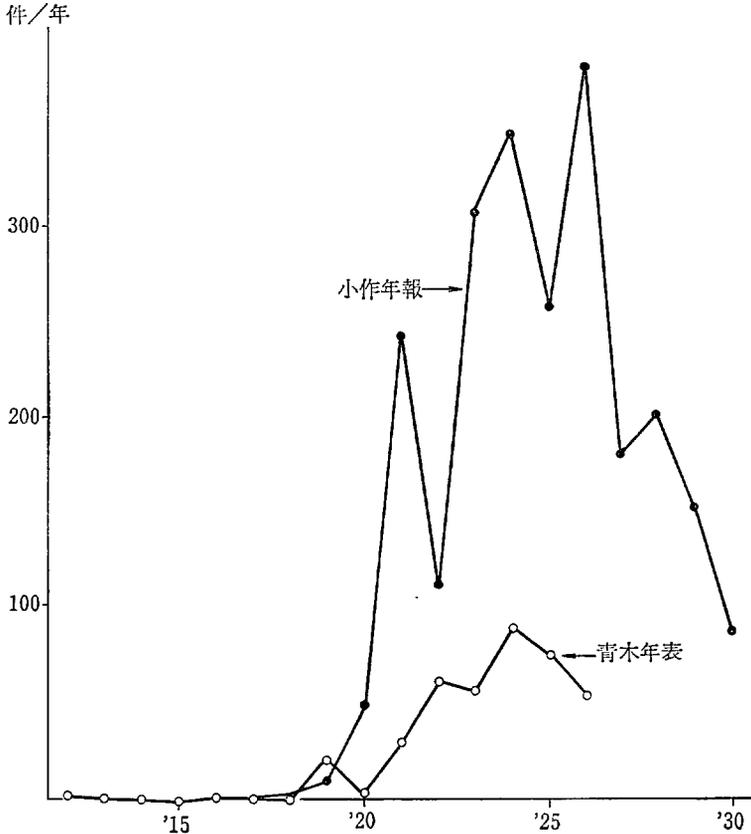
- (8) 青木恵一郎『日本農民運動史』第三卷、四一〜四三頁、日本評論社、一九五九年。
- (9) 『土地と自由』五号「本部より支部へ」、同六号「耕地返還に就て」、同九号「告示」など。
- (10) 大門正克「農民的小商品生産の組織化と農村支配構造」『日本史研究』二四八号。森武磨「農業構造」『一九二〇年代の日本資本主義』、東京大学出版会、一九八三年など。
- (11) 栗原百寿「香川県農民運動史の研究」『日本農民運動史』、東洋経済新報社、一九六一年。
- (12) 暉峻衆三前掲書、二六三〜二六四頁。
- (13) 天野藤男前掲書。
- (14) 末弘敏太郎前掲書、一〇八〜一一一頁。
- (15) 『農村問題と社会理想』復刻版、農山漁村文化協会、一九七七年。
- (16) 『土地と自由』一三号「小作料が何程が適当なりや」参照。適正小作料問題を都市発展説から発想していると考ええる。
- (17) 「土地返還の小作争議激化」『帝国農会報』一一一七、一九二一年。
- (18) 石井寛治「地域経済の変化」、佐伯・小宮編『日本の土地問題』、東京大学出版会、一九七二年。
- (19) 大石嘉一郎「労働力群の構成」、大石編『日本産業革命の研究』下、東京大学出版会、一九七五年。天川康「戦時経済移行期の大阪工業」、大阪歴史学会編『近代大阪の歴史的展開』、吉川弘文館、一九七六年。

### 一、「大小作争議段階」における農業構造

#### 1 府下の小作争議発生状況

まず第一に、争議の発生状況を争議件数の推移と争議の分布によって概観しよう。

図1 府下小作争議件数



(出典)「小作年報」は『小作年報』各年版、「青木年表」は青木虹二編『大正農民騒擾史料・年表』全3巻、巖南堂書店、1977年より作成。

『小作年報』によると、府下の争議は一九一〇年代末から二〇年代前半に急増し、二五年に減少するが翌年にピークを記録し、以降三〇年にかけて急減する(図1)。したがって本稿で問題にする争議状況の時期は一〇年代末から二〇年代中葉となる。また表1は、争議の分布を青木虹二編『大正農民騒擾史料・年表』(以下、青木年表)によって整理したものである。たしかに青木年表の件数は『小作年報』と著しく差があり(図1)、両者

表 1 郡市別小作争議件数

(単位：件)

年次	1912~3	1916~8	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	計
総計	3	4	22+	4	31+	63	58+	91	77	56	409+
計	3	31	22+	4	31+	62	56+	73	42	23	319+85
大阪市		1				1	2	5	2	21	336
大成					1	1	1	2	1	1	4
西成					1	1	1	1	1	1	4
東成					1	1	1	1	1	1	3
北			1		8	4	5+	5	4	1	27+
南			1		3+	3	5	20	7	2	42+
三島				2	9	12	19	19	2	5	72
能					5	8	11	15			39
北河内	1	1		1	5	27	11+	4	5	10	65+14
中河内	1	1	17+		5	5	1	7	11	6	47+11
南河内			2+		1	1	3	2	5	6	17+

(出典) 青木和二郎『大正農民運動史料・年表』滋南堂書店、1927年より作成。

(注) 表中マチソク数字は小作主導型、センチュアリーは地主主導型、イタリソクは数字以上の件数があることを示す。ただし空欄および1914~5年は該当事例なし。

の違い、自体が問題となるが、他に適当な統計もなく、また集計結果にあらわれる傾向は他の資料類の内容と整合するので、本項での分析は青木年表に依拠することにした。

表1から読みとれる全体的傾向は次のようになる。府下の争議は一九一九年から増加し、二四年にピークになる。『小作年報』とピークがずれ、件数の伸びも緩やかだが、争議状況の時期はほぼ同一とみてとれる。次に争議を小作主導型と地主主導型にわけると、前者は二二~二四年にピークを迎えて以後減少し、後者は二三年から増加して二六

年には小作主導型を凌駕する。したがって、ここで問題にする争議状況は二五、六年ごろ終熄し、争議の様相も小作主導型から地主主導型に変貌していることになる。

次に争議分布では、府下郡市を、表のように三つに区分できる。まず、大阪市、西成郡、東成郡と南河内郡の争議発生は散発的できわだったピークがみられない。しかし、大阪市と東西両成郡では二四年から地主主導型が増加して府下の傾向を先取りするが、南河内郡は小作主導型の発生時期が遅く件数も少ないなど、大きな違いがある。

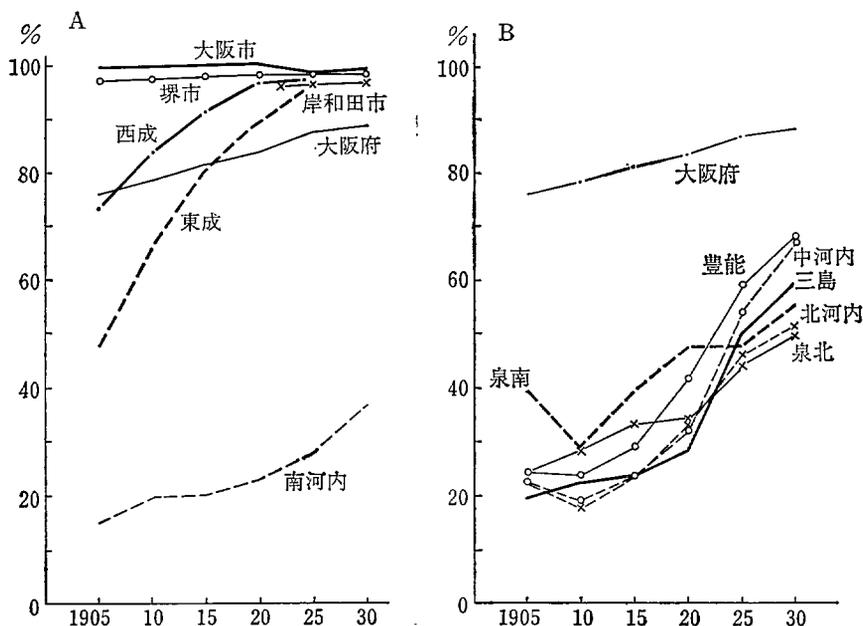
これらに対し、中間の六郡では小作主導型争議が一〇年代末から二〇年代前半に多発し、府下の争議状況の中心がこの六郡にあることは明らかである。また地主主導型争議が二三年から増加傾向をたどり、小作主導型争議と交替するかの勢いをみせるのも全体の傾向と一致する。六郡のなかでも小作主導型が多い三島、北・中河内の三郡では、東海道、京阪、新京阪、関西本線、大軌などの鉄道が発達して大阪市に時間距離が近く、沿線には吹田、高槻、枚方など中小都市が展開し、都市化が進展していた。ここからも、争議状況と都市化の進展には深い関連があるようにみられるが、次項ではその進展度を概観しておく。

## 2 大阪における都市化の進展

府下の都市化の進展については、先行研究の紹介も含め統計的な吟味は前稿で試みたので、ここでは非農家率（現住戸数に対する非農家の比率）を指標に各郡市の都市化の進展度を概観して、おおよその傾向を指摘しておく。

図2のAは都市化の早い二郡三市（A群）と遅い一郡（C群）、Bは中間的な六郡（B群）である。A群の西成、東成は大阪市に隣接して市街地化はやくから進んだ地域である。中間的なB群の非農家率は一九一〇年代から上昇し、とくに一五〜二五年に急伸する。C群の南河内は上昇が最も緩慢なうえ、非農家率の伸びが激しくなるのも二五

図 2 郡市別非農家率



(出典) 『大阪府統計書』各年版より作成。

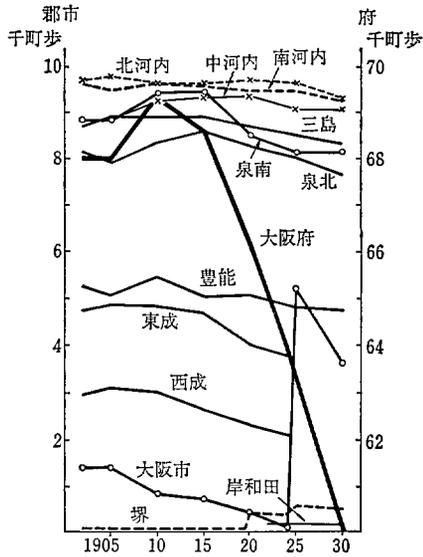
年以降である。

B群とC群のこの違いは、交通網の発達や中小都市の発展度の差異に由来する。交通網については二〇〜二五年の人口増加率の動向を説明したつぎの一文が参考になる。すなわち「豊能郡如斯著シク増加ノ割合ヲ示セルハ従来ノ人口少ナカリシニ因ルモノナルモ、一ツハ近時同郡内ヲ通スル電鉄沿線ノ発達殊ニ顯著ナルモノアルニ因リ、三島郡、中河内郡亦然リトス。……又南河内郡ノ最低ナルハ府下郡市中最モ大阪市ニ遠ク加フルニ交通ノ便等尚遺憾トスヘキモノアルカタメナリ」と。

また後者の中小都市については、一九一〇年代後半からの非農家率の上昇が、大阪市の都市域拡大によるだけでなく、各地に中小都市が成長したことにもよることを指摘した研究がある。

以上により、一〇年代末から二〇年代中葉の争議の分布状況と府下の都市化の進展度には強い相関のあったことがわかる。そこで次に、非農家率

図3 郡市別耕地面積



(出典) 『大阪府統計書』各年版より作成。

に代表させた都市化が農業にどのような影響をあたえたかを、農業内の指標で検討しよう。

### 3 農業指標にあらわれた都市化

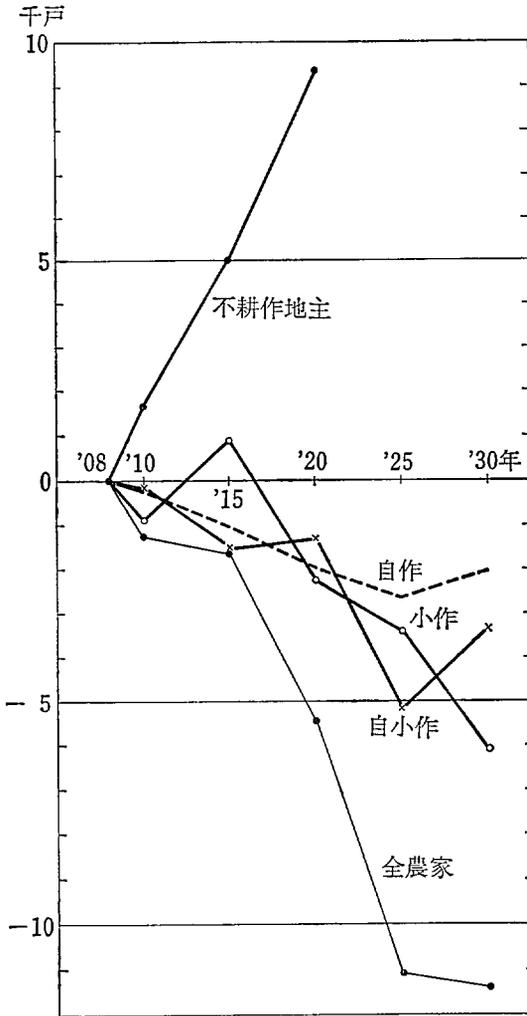
図3は耕地面積の推移である。一九一〇年に六万九三四町歩の耕地が三〇年には約八八〇〇町歩の減少を上げた(一〇年比八七%)。特に、一五〜二五年には五五〇〇町歩近い激減をみた。これを郡別にみても二〇〜二五年の南河内郡を除いて減少しており、図2の都市化と同傾向にあ

る。

この農地の急減は農家数の減少をともなっている。図4は一九〇八年を基準とした自小作別農家数の増減だが、自作は二五年まで減少したあと若干増加し、小作は一五〜三〇年に一方的に減少し、自小作は府下の都市化が急激化する二〇〜二五年に減少している。他方、不耕作地主はひとり増加をみせる。このように、土地を所有しない小作農家の減少と耕作に従事しない不耕作地主の増加の間において、自作と自小作が複雑に変動しており、都市化の過程でどの階層も大きな影響をうけたことがわかる。

次に、この農業構造の変貌を農業労働力構成の面から観察するが、すでに前稿で郡市別の検討はすませたので、ここでは重複を避けて府下全域の動向を取りあげる。

図4 自小作別農家数



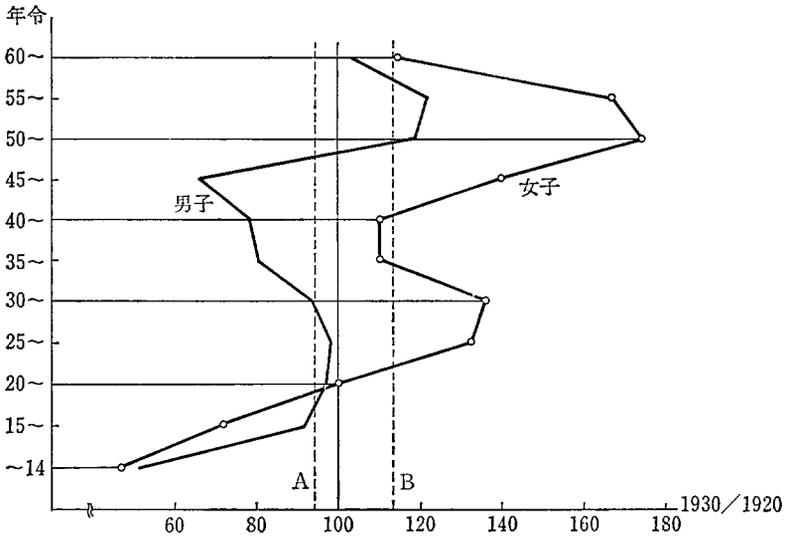
(出典) 『大阪府統計書』各年版より作成。

(注) 1) 「不耕作地主」= 「耕地所有者数」- 「全農家」+ 「小作」

2) 1921年以降の耕地所有者数は不明。

図5は一九二〇、三〇年代の年齢別農業本業者の動向である。府下の都市化は二〇年代後半には勢いが鈍りはじめるが、それでも二〇年と三〇年を比較すると生産年齢人口は男子減(指数九六)、女子増(同一六〇)で、本業者中の女子比率が高くなっている。とくに男子が五〇歳未満の全階層で減少するのに、女子は二五歳以上で増え、「青壮年階級」のものが都市へ転出した後の農業は主として五〇―五九歳級の老農夫、及婦女の手によって営まれて<sup>(5)</sup>いる。男子青壮年労働力の農外流出を促し、そのために生じた空隙の「老農夫、及婦女」による補填を進めたのは、農外の

図 5 年齢別農業本業者



(出典) 橋本伝左衛門『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』第一部、27頁より作成。

(注) 表中Aは男子の総平均、Bは女子の総平均。

労働力需要である。この過程がさらに進行すると女子も減少に転ずることは、すでに前稿で指摘したところである。

以上のように、府下で都市化が急速に進んだ時期に耕地面積や農家戸数の減少と農業労働力の交換が進行し、全体として都市化は農業の衰退を促したのである。

労働市場を媒介にした資本主義と地主制の関係については、「賃銀の補充によって高き小作料が可能にせられ、補充の意味で賃銀は低められる」<sup>(6)</sup>「半隷農的小作料と半隷奴的労働賃銀との相互規定」<sup>(7)</sup>関係が成立期地主制の基本特徴とされている<sup>(8)</sup>。だがこの特徴は、すでにみた農地と農家の減少、男子基幹労働力の流出や被搾取階級たる小作、自作の減少などから明らかのように、とくに一九一〇年代後半から二〇年代前半には変容している。本稿の関心に引きつけていえば、「大小作争議段階」の小作争議状況は、このような資本主義と地

主制の關係の変容の下で成立したのである。

次節では、この新たな關係とそれが農業の生産關係に与えた影響について検討する。

- (1) 『大阪附近交通図』大阪電気博覧会、一九二八年、参照。
- (2) 「戦間期農業問題論ノート」、一橋大学社会学部『地域社会の発展に関する比較研究』、一九八三年。以下、前稿とする。
- (3) 大阪府知事官房『大正一四年国勢調査結果表』、一頁、一九二七年。
- (4) 青木伸好「都市の影響と空間の非連続」、『人文地理』三二—一、一九八〇年。
- (5) 橋本伝左衛門『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』第一部、二八頁、帝国農会、一九三九年。
- (6) 山田盛太郎『日本資本主義分析』六三頁、岩波書店、一九三四年。
- (7) 同前書六四頁。
- (8) 中村政則『近代日本地主制史研究』東京大学出版会、一九七九年。

## 二、「大小作争議段階」における農業の生産關係

### 1 相対的收支不償感の成立

昭和恐慌下の争議の特徴が当時の農業問題の状況と不可分なように、本稿であつかう争議の特徴もこの時期の農業問題のありようと不可分なはずである。とすれば、この時期の農業問題のありようが、当時どう認識されていたかを検討することは、本稿の課題に照らして有効な手続きであろう。

まず第一次大戦前に遡り、「農業労働者の減少する所以」を論じた一九〇八年の記事を見ると「農業収益の商工業

に比して僅少なること、或は実に農業収益の減少」をあげ、一九一〇年では「年を逐ふて生活程度は高まり中農以下では如何に農業に従事するとも諸物価昂騰し農業労働者は大阪府に吸収せられ従つて労銀は高く然るに農産物価格は低廉なるか故に到底收支相償はさるの状態にあり」(東成郡古市村)としてゐる。以上では農業自体の不採算性(以下、絶対的收支不償感)と、農業と商工業の収益性(労賃収入を含む)との格差(以下、相対的收支不償感)が混淆または併記され、その限りで農業の抱えている問題を単一の要因で説くには至っていない。

しかし府下の都市化に拍車のかかる一〇年代後半から二〇年代中葉には、相対的收支不償感が単独で前面に現れるようになる。一八年には「農業労働者が現今益々欠乏するの实情を按ずるに農業薄利にして他の業に転ずるときは之に倍雇するの利益を獲得することを得るに因る」(3)とし、二五年の大阪府農業奨励事項協議会での知事「訓示要旨」でも「熟々農村の状況を観るに、さきの欧州戦乱後経済界の激変に依り、商工業方面は異常なる発達を来せるも、農村の経済は之に追隨するを得ずして却て一般商工業の発達のため、労力の欠乏と労銀物価の急激なる騰貴とに依り、其経営は困難に陥りたり。其の上農業の他の産業に比して利益の菲薄なることが因をなして小作争議を醸し……」(4)としている。二〇年の「近年各地に於ける工業の勃興に伴れて起こつた盛なる労力の需要は低廉な農業労金を圧迫して農村の労力を奪ふこと甚だし元来薄利な農業は仮令米価が空前の昂騰を呈し蔬菜果実の価格が騰貴しても工業労働の報酬に到底及ばず……」(5)でも、まさに相対的收支不償感が問題となつてゐる。

ここから、第一次大戦期から二〇年代中葉に大阪農業が直面した問題は、絶対的收支不償感の増大ではなく、農業と商工業の収益性格差の拡大に基因する相対的收支不償感の増大と認識され、とくに商工業労賃の高騰が農業の相対的收支不償感の形成要因であるとされている。そこで次項では、これを日雇労賃の変動に即して検討してみよう。

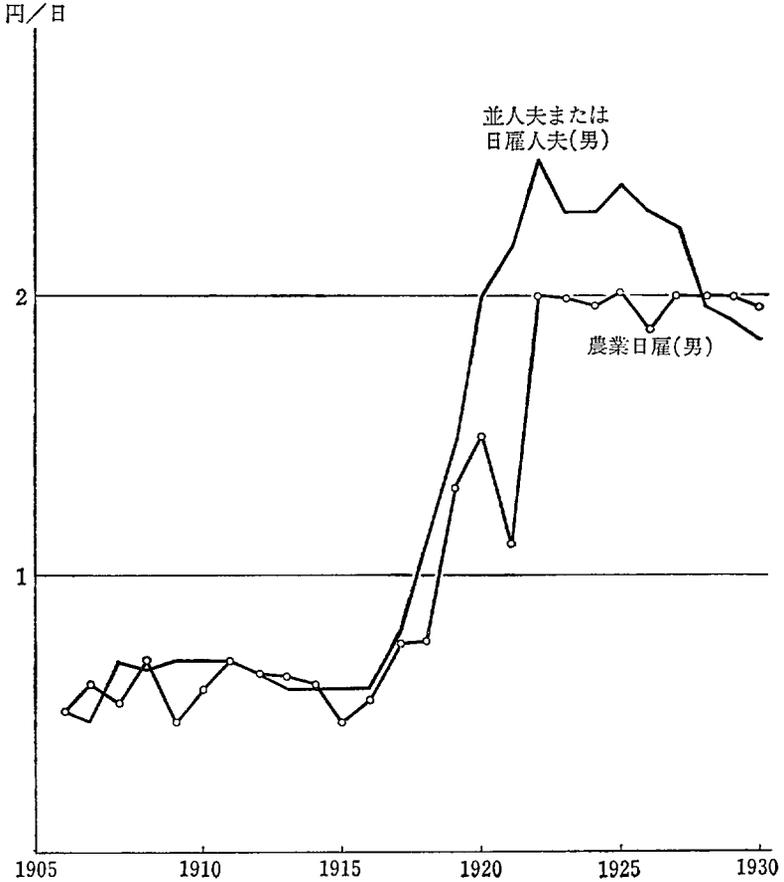
## 2 農村日雇労働力の欠乏

図6でみると、都市と農村の日雇賃金は、争議の急増する一九一六～二二年にどちらも高騰している。その限りでは、この図を「農業日雇賃金の上昇↓小作争議の発生」という自家労賃説の裏付けと読むこともできるが、その場合には都市の日雇賃金が農業日雇賃金より急速に上昇していることが、争議発生の説明原理の中に組み込まれてこない。だが前項の検討によれば、当時の認識では、問題は農業日雇賃金の上昇にあるのではなく、都市の労賃と農業の採算性との格差にあった。とすればこの図で重要なのは、府下の争議状況が激化する時期に図の二つの日雇労賃がともに高騰しながら、しかも格差はかえって拡大していることである。そればかりか、むしろ前項での認識に顕著にあらわれた相対的収支不償感は、二つの日雇労賃の格差の拡大によってこそ明確に理解することができる。つまり、図のように高騰した都市日雇労賃や、図にこそ示さなかったがそれを上回る工業労賃に匹敵するだけの農業収益が、「仮令米価が空前の昂騰を呈し蔬菜果実の価格が騰貴しても」成立しないから、農業は「老農夫、及婦女」にゆだねられ、あるいは農地と農家が減少し、農業日雇労賃の上昇が生ずることになるのである。

自家労賃説では右のような二つの日雇労賃間の格差の拡大が想定されておらず、そのために争議発生の要因が「V」、つまり農業内完結的な論理で説明され、この時期に顕著な相対的収支不償感が無視されてしまう。また小商品生産説では、「仮令米価が空前の昂騰を呈し蔬菜果実の価格が騰貴しても」なお争議が多発するという事情を論理的に説明できないであろう。その意味で、両説ともに当時の状況認識とギャップがあり、そのことが当該期の争議の特徴に充分な説明をつくせない原因となっていると考える。

ところで、図6では一九二二～二九年の農業日雇労賃がほぼ二円の水準にはりつき、都市日雇労賃と比較して強い

図 6 大阪市の日雇人夫賃と農業日雇賃の変動



(出典) 『大阪府統計書』各年版より作成。

(注) いずれも「普通」の平均、または通年の平均。

上方硬直性をみせている。これを二円を支払えば農業日雇労働力の確保が可能であったと理解してよいのであろうか。次の二資料をみると否定的にならざるをえない。まず、三島郡味生村の事例では「本村は大阪市に隣接せる為市の発展に伴い土木工事又は工業上に労力を吸収せられ従て農業労働者は不足し年雇は全くなし日雇の賃銀は左記（農繁期）男二円三〇銭・女一円五〇銭、農閑期男一円八〇銭・女一円二〇銭）の通り支払ふも尚雇入困難なり」とあり、また泉南郡日根野村では「欧州戦乱前の人夫賃六〇銭にては雇人ありしも現今一円五〇銭の人夫少なく殊に季節雇の如きは二円を以て求むること更に困難なり雇者被雇者の間に何か特殊の関係でも無き以上雇人を得ること皆無と称するも敢て過言に非ず」とあるからである。とすると、少なくとも、二二、二九年に農業日雇賃のみせる上方硬直性は、農業日雇労働力の需給関係が緩和したことの結果でないことは明白であるといつてよいであろう。

### 3 地主小作関係の変貌

ここでは、第一次大戦による日本資本主義の発展が労働市場を媒介にして地主小作関係にどのような影響をあたえたかを、小作料と小作契約のあり方に絞つて検討する。

まず小作料は、小作農民の減少と農業労働力の欠乏によって低落している。都市化の影響がはやく現れるA群の東成では、すでに一九〇〇年代に小作料の低下が認められる。「都市の発達に伴ふ労働者の欠乏等に由て稍々多く農地を所有する者は、或は其の処理に苦しむが如き事実ありて、延ひて小作米に其の影響を及ぼせる所あり。……今、大阪府東成郡古市村に於ける稲田一反歩小作米を例記する左の如し。明治二三年一石六〇、明治三二年一石三五、明治四一年一石二三」と。

『大正一〇年小作慣行調査』では「農業労力ノ欠乏」と「小作人勢力ノ増大」のために府下の小作料は低落傾向にあ

るとされている。<sup>(9)</sup> 第一次大戦期以降の府下の商工業の発展が、一九〇〇年代には局部的であった右の事態を一挙に広い範囲に拡大したと考えるのが自然である。

また小作契約では、文書契約が減少し口頭契約が増加した。一九一四年の泉南郡日根野村の例をあげよう。「従事<sup>(10)</sup>地主小作者間には必ず相当期間を定め小作証書を作成したるも近來各地に諸種の事業勃興し就業の途大に拡まりたれば従て耕作地に余裕を生ずる状態を示し為めに従來の如く地主側に於ても充分の手續きを履行せしむる如き事は不能の状態なれば小作証書を作成して小作契約を為す等の如きは尤も稀なり<sup>(10)</sup>」。

さきの『小作慣行調査』にも「口約束ニ依ルモノノ増加スルハ愛知、大阪ノ二府県ニ過キス<sup>(11)</sup>」とあり、小作契約が文書から口頭に移る傾向がこのころには府下の大勢となっていたことがわかる。

このような事態によって地主と小作との力関係はどのように変化し、あるいは都市化は地主小作関係にどのような影響を及ぼして小作争議を発生させかは後に検討するが、さしあたり、一八八一年の『農事調査』が参考になる。「大阪、堺等ノ市街ニ隣接セル地方ハ小作人ノ勢頗ル強シ是等市街ニハ近時各種ノ工場建設セラレ勞力ノ需要日ヲ逐ヒテ増加スルヲ以テ若地主ノ処置ニシテ已ノ意ニ滿タサルトキハ忽チ去テ他ニ活路ヲ得ルコト容易ナルカ故ナリ<sup>(12)</sup>」とあるからである。都市の労働市場の展開は地主と小作との力関係を接近ないし逆転させることがあるといつてよい。

- (1) 会報一〇〇号、五六頁、一九〇八年。
- (2) 会報一一九号、一七頁、一九一〇年。
- (3) 会報二一三号、二二頁、一九一八年。
- (4) 大阪府内務部『農業奨励協議会要録』一頁、一九二五年。
- (5) 会報二二五号、二三頁、一九二〇年。
- (6) 大阪府内務部『農業経営改善指導農場成績』三頁、一九二七年。文中( )内は田崎。

- (7) 会報二二五号、二八頁、一九二〇年。
- (8) 齋藤萬吉『日本農業の經濟的変遷』復刻版、五四一頁、農山漁村文化協会、一九七六年。
- (9) 『農地制度資料集成』第一巻、三九三頁、御茶の水書房、一九七〇年。
- (10) 会報一七三号、六頁、一九一四年。
- (11) 前掲『農地制度資料集成』第一巻、一七九頁。
- (12) 『大阪府農事調査』「調査主眼」三三丁、『明治中期産業運動資料』第八巻ノ一、日本經濟評論社、一九八〇年。むろん、松方デフレでこの事情は一変する。

### 三、「大小作争議」の発生

#### 1 小作地返還の諸類型

本節では、「大小作争議」の発生を返還戦術の成立として問題にし、次いでそれが計算書戦術に転換する事情を検討するが、そのためにまず、一九二〇年頃の小作地返還の諸類型について吟味を加える。

二〇～二一年の府下の小作地返還は、争議や都市化との関係から、「返還理由」(以下、「理由」と「返還地の処分」(以下、「処分」)のおのおのを少なくとも三類型に区分できるが、その前に表2のなり立ちについて断わっておこう。この表で扱った事例数は六六だが、「理由」、「処分」ともに複数回答を含み、回答数は事例数を上回っている。また、「理由」の「その他」は「農業嫌厭」(三島)、「小作農主の死亡」(南河内)、「耕地整理のため」(東成)、「処分」の「その他」は「耕地整理工事中」である。

表 2 小作地返還事例

郡名	事例数	返還年月	返還地面積			地主小作		返還理由			返還地の処分						
			平均	最大	最小	戸数	戸数	労力不足	収支不償	転業化	宅地不明	その他	自作	荒地	転貸不明	宅地その他	
三島	9	?	町 2.31	町 8.50	町 0.25	51	83	2	2		4	1	8	1	2		
泉南	22	1921.10	2.03	4.50	0.20	125	223	2	22						22		
南河内	8	1921.4~5	1.56	3.50	0.40	43	72	2	5			1	7	1	2		
中河内	1	1921.5	1.60	1.60	1.60	5	7		1				1				
豊能	13	? 1~6	2.83	5.00	0.25	103	187	6	9	3			10	3	6		
東成	13	1920.5 ~1921.5	7.52	47.90	0.57	157	310	1	8	3		1	2	5	2	3	1

(出典) 『大阪府農務報告』236号, 1921年, より作成。

「理由」七三回答から「不明」四を除く六九回答中、土地所有者の都合による返還(類型A)は「宅地化」と「その他」のうちの東成の計四例(六%)にすぎない。この共通点は、①大阪市の隣接地である東成に集中し、②原因は都市域の拡大による市街地化が主であり、③地主主導の小作争議が発生した可能性のあること、である。とくに②については、当時「区画整理ノ目的ヲ為ス耕地整理組合」が少なくなかったことを考慮すると、四例すべての原因が市街地化であったかもしれない。

類型Aを除く六五回答(九四%)は耕作者の都合による返還である。このうち「理由」から推して争議と関係しないと考えられる類型Bは「労力不足」一三、「転業」三、「その他」二、計一八例(二六%)で、この類型の特徴は、①一九二〇年前後に都市化の進展が急な豊能郡に比較的集中し、②争議との関連はなくとも、地主経営を動揺させた

可能性は否定できないこと、である。

残り(類型C)の「収支不償」四七(六八%)は、「大小作争議段階」の争議をともなっている可能性が高い。事実、豊能郡では「小作米減額の請求あり」が一例、また「処分」が「不明」の泉南郡の二二例には「返還地の処分に ついては不明なるあり又未解決のものあれど大体に於いて自作するもの極めて少なく多くは反当一斗内外の小作料減により解決するもの如し」という「備考」がついている。この類型の返還が小作料減額要求の戦術となっていることをうかがわせるものである。

このように、二〇年前後の小作地返還は、九割以上が耕作者である小作の都合に起因し、しかもほぼ三件に二件は小作料減額要求の戦術だったことになる。では、この返還戦術は当時の社会状況の中でどれだけの圧力を地主に対して発揮しえたのだろうか。この点を知るために、「処分」を、耕地が潰廃する(類型a)、耕地は維持されるが地主小作関係は消滅する(類型b)、地主小作関係が維持される(類型c)、に区分し、類型cの比率を検討する。ただし泉南郡の「不明」二二は、右の「備考」にしたがって「継続」とみなし、類型cに含めておく。こうすれば、類型cが大きくなるからである。

各類型の件数と比率は、類型aが「荒地」「宅地化」の一三(一七%)、bが「自作」「その他」の二九(三八%)、cが「転貸」「継続」の三四(四五%)となり、「返還」後に地主小作関係が継続するのは半数に満たないことがわかる。この中には地主の都合による返還(類型A)も含まれているが、これを除外しても、cの比率は四七%強で結論に影響しない。しかも類型cの中には、「小作料逓減」「宛米を減じ転小作」など、地主の小作料収入が減少した事例も含まれているのである。

なお、「理由」と「処分」の関係でも、特定の「理由」類型と特定の「処分」類型の間に有意の相関は認められず、

類型B、Cが「処分」では「地主自作」や「荒地」となる事例も少なくない。

こうして、小作側が提起する「返還」(類型B、C)が地主にとって少なからぬ脅威であったことが確認できた。つまり、小作地返還という小商品生産説にとっては一見矛盾にみちた戦術が小作料減額争議の戦術として有効となりうる経済的・社会的状況が、この時期の大阪府では成立していたのである。

ところで、「大小作争議段階」の時期に小作地返還が各地で発生し、そのために帝国農会が一九二二と二六年にかけて全国的な調査を実施したにもかかわらず、従来の研究では、類型Bはもとより、小作地返還そのものについてさえ充分な注意が払われてこなかったし、その位置づけも不十分なものに終っている。本稿と同様に返還戦術から計算書戦術への転換を重視する青木恵一郎も、帝国農会の「小作地返還面積調査」の結果をすべて返還戦術によるものとして扱い、類型Bの存在を念頭に置いていない<sup>(2)</sup>。しかし類型Bの存在こそ行論との関係では重要である。事例を紹介し、その意義に触れておこう。

まず、大阪の労働市場の影響に言及した一九一〇年の兵庫県例をあげる。支配人が地主にあてた手紙の一節である。「村及隣村ハ米価下落ト日雇高キトにて一変シ皆作ヲ減シ下方之働キ人ハ箕有電鉄にて大阪又ハ箕面等各方面に出働候故可成我上田附宛にて宛る丈宛附候へ共左記之通(九反二畝一九歩)残り候<sup>(3)</sup>。次に東成郡古市村の一九一〇年頃のもの。「明治一八年大水害後農業利益の薄きにより他に移住する小作人兼労働者多く且つ日清日露戦後大阪市へ転住するもの其の数を増し甚だしきは農業を廢し純然たる商工業家となり剩へ日露戦後大阪市へ労働者吸収せられ<sup>(4)</sup>」。ここでは小作地返還の明示はないが、内容から推定して類型Bの返還があったと考えられる。さらに南河内郡千代田村の事例。「近時に至り諸工業の勃興と共に一般賃金の<sup>(5)</sup>大に昇<sup>(6)</sup>闕し<sup>(7)</sup>為めに小作者の耕作反別を減じ他に職を転ずるもの多く地主に於ても亦之れが止むを得ざるの勢となれる<sup>(8)</sup>」。また一九二二年の豊能郡では、小作人の転業による

「耕地返還は一種の流行性を帯び<sup>(6)</sup>」て多発したという。

以上のように、類型Bは農業と商工業、農業と都市型労賃との収益性の格差にもとづく労働力移動によって生ずるが、ここで重要なのは類型Cが類型Bの存在をその前提条件とすることである。類型Bの返還がつづく<sup>(7)</sup>と、地主はやがて返還地の自作や転貸が困難な状況に追いこまれて、返還戦術が有効になってくるからである。逆に、農業労働力に対する耕地の相対的過剰がなければ、小作地返還が戦術として有効になることはないであろう。

以上から、一九二〇年頃の大阪府では三つの「理由」の小作地返還が並存し、類型B、Cが都市型労働市場の拡大によって発生することを知った（類型Aは後述）。とくに第一次大戦期以降の都市化の過程で農業労働力の不足が進み、二〇年前後になると地主は返還された耕地を自作または転貸して耕地として維持することが困難となり、小作地として維持しえた場合でも小作料の減額を余儀なくされるなど、経営的に不安定な立場にたたされていたのである。この状況を小作側からみれば「返還」が小作料減額争議の戦術として有効になったことを意味し、ここに「土地の共同返還という団体的抗争方法」が「最初の小作争議戦術<sup>(7)</sup>」として登場することになるのである。

## 2 返還戦術争議の発生

まず、多くの事例から一部を紹介する。最初は、経過からみて返還戦術争議と思われる三島郡味生村「一律屋共同耕作組合」の「経営の動機」である。「本農場の所在地は大阪市への交通の便比較的宜しきを以て近年工業労働者として通勤する者漸時増加し為に農業労力欠乏し労賃の騰貴を来し延て小作料減免に關する小作者側の要求甚しく交渉不調の結果返地する者統出するに至りしを以て地主大西多治郎の主唱に依り部落内の地主一五名協議の上大正九年一月小作返還地を共同管理するため本組合を設立したり<sup>(8)</sup>」。

次に、類似の事情を地主の立場から述べた北河内郡川越村「坂本農場」の事例。「干時<sup>干</sup>大正一一年六月植付時期に際し小作人年貢三割減を要求し之を容れざれば借地返還すとの申込みをなす如何に利害を論ずも応ぜず全く一部の者の煽動に基き地主に於て何等準備なく自然小作の要求に応ずるものとの悪策に外ならず之れが一時的のものなれば鎮撫否認歩の途あるも然らざるを以て止むを得ず還地を受けたり」。

さらに、泉南郡日根野村の事例。欧州「戦乱勃発以来戦時工業の発達を見労働賃金高くなるに従ひ小作者の意気強く小作料を低減せしめんとする為稍もすれば土地返納を申出で又は地主より何うか先ず作つて下されとの言を待つて作つてやる等の事あり殊にこの風益々進みて一部落又は一村農民相互に結束の上団体の威力及土地乗換の武器を以て減免を要求し来るの傾向あり」。

そして、三島郡清水村の事例。同村「字真上の小作人三十五人は、地主山下卯三郎、田中六右衛門外四十余名に対し、十一日本年度年貢米一石六斗中三斗減額を要求し、容れられずば夏至三日前に至り耕地約四十町歩を返還せんと申込んだので、地主側は頻りに對抗策を協議中である、右減額要求の主因は、過般解決した春日村にならつて、小作農は収支償はず他業に転ずると言ふので、目下高槻近在では大日本紡敷地地均し人夫及湯浅蓄電、絹綿紡織両会社の職工募集等あつて、地主側の頭痛の種となつて居る」。

右のどの事例も、都市型労働市場の拡大が返還戦術争議を発生させるメカニズムを凝縮して示している。猪俣津南雄の『窮乏の農村』の「大阪の小作人が言ったように、前の全盛期は『いつでも町へ出られる時代、百姓せいでも食える時代であった、だからわれわれは土地返還同盟をつくって闘った。』ぐずぐず言えはこっちから土地を地主に返してやるという意気組であった」というのも、同じ事情をしめしている。資本主義の発展が農業労働力の流出と小作地の相対的過剰を生んで地主経営を揺るがす。一九二〇年前後には争議の「大半は農業労働力不足に基因して小作側の

腰強く、地主の泣寝入りに終れる<sup>(13)</sup>」ほど旺盛な都市型労働市場の吸引力を背景に、小作側は小作料減額を要求して争議に起ち上がる。彼らを突き動かすのは増大する相対的収支不償感であり、彼らの戦術は小作地の相対的過剰に悩む地主経営を一層苦境に陥れる返還戦術である。だから、争議の戦術が一见彼らの要求と矛盾する返還戦術になることはむしろ自然のなりゆきであって、それが計算書戦術に転換することにこそかえって相応の理由が必要なのである。

その理由を検討するまえに、冒頭に示した「大小作争議段階」の小作争議の諸特徴を、返還戦術を生みだした経済的・社会的諸条件の中でどう説明できるかを示しておくことにしよう。

当該期の争議の特徴に即して考えれば、争議の大規模性は、戦術に規定されてでてくる主体的努力と争議を支える客観的条件の複合の所産である。返還戦術は「返還」面積が大きいほど威力を増すから、小作側は争議の大規模化を主体的に追及する。争議を支える客観的条件である都市型労働市場はそれ自体が地理的空間であり、その空間内では市場の作用は個々の農民経営の個別性を超えた一般性を持つから、相対的収支不償感も経営の個別性を超えて成立し、その克服をめざす小作料減額は小作側の共通の利害となって、多数の農民を結集させる共通の要求となる。

争議の担い手にみられる階層性は、市場の一般性と経営の個別性に規定されている。すでに述べたように、相対的収支不償感の小作農よりも自小作農に痛切に意識される。土地を所有しないためにかえって離農が容易な小作農が「身の軽い丈夫れ丈、系累の少い丈夫れ丈、……根本的に農業を捨て、<sup>(14)</sup>」この時期もっとも激しく減少し、相対的収支不償感から自らを「解放」しているのに対し、多少なりとも土地を所有し経営の規模も大きく、集約化を進めている自小作農は、そのためにかえって離農も余剰労働力の放出も困難で小作料の重圧下におかれたままだからである。僅かな面積の土地所有が離農を阻止するのである。にもかかわらず二〇年代前半に自小作が減少するのは、都市化のすさまじさを物語っている。

ちなみに、この土地所有の離農阻止効果は、前稿でも指摘したように大阪府農会の注目するところとなり、府農会が自作農創設事業を提唱する論拠となっている。小作農に零細な耕地片を所有させて離農と農業の荒廃を阻止しようとしたのである。こうした政策意図で立案された自創事業にはそもそも小作農の自作農化や全小作地の自作地化など必要なはずもなく、自創規模の矮小なことは理の当然としなければならぬ。一人の自作農の創設よりも百人の小自作農の創設のほうが、政策の目標に合致するからである。

都市型労働市場の拡大は、都市型労働市場に包摂された農村の階層序列を激しく動揺させたはずである。地主側と小作農民の力関係は接近あるいは逆転し、小作農民内部でも都市型労働市場に関与できた経営とできない経営の序列がゆらぎ、関与できない経営に相対的収支不償感がつる。だから、本稿でいう小作争議状況の成立とは、都市化による村内階層秩序の動揺と相対的収支不償感の増大によって争議の中心的担い手が成長すること、と言い換えることもできる。

第一次大戦期とその後の日本資本主義の急速な発展で「京浜、京阪神・愛知・福岡といった商工業大都市の労働力市場圏につよくみこまれていたところ」<sup>(15)</sup>に小作争議状況があらわれて「大小作争議段階」が成立したのである。

### 3 小作争議戦術の転換

都市化がいわば論理必然的に生み出した返還戦術は「大小作争議段階」を通して府下ではもっとも多用された戦術であり、それだけに有効性を発揮した戦術でもあった。しかしこの戦術は、小作農民が地主に対して小作料減額か、小作地返還かの二者択一を迫るものであったため、小作農民の意に反して地主が小作地返還を選んだ場合には、せっかくの戦術が地主の土地上げを引き出して「敗北的戦術」<sup>(16)</sup>に転化するという致命的欠陥をはらんでいた。実際、一

九二一年頃になると、地主の対抗の前に欠陥が露呈しはじめた。

二一年六月の豊能郡庄内村の争議では、小作料減額を拒否された小作農民が耕地を返還して不耕作同盟を結ぶと、地主は「自作手段」に出て小作農民と対抗し、一月の三島郡味生村の争議では、一五町歩の耕地を返還された地主が「他に小作人を求め」て共同耕作の準備にかかっている。また、この年に返還を受けた地主のなかには、翌年になつて「米国から耕作器械を買入れて耕作中であつたが、何分人夫の賃銀が高いので収支つぐなはず、朝鮮人七人を雇ひ入れた」り、さらには「近来小作人の態度動もすれば放肆に流れ土地返還を以て地主を威圧するが如き趨勢益々濃厚となり到底一時的の糊塗策を以て解決し得べきにあらずとし小作人膺懲の目的にて積極的に自己の水田四町歩を返還せしめ」「瑞西製自動耕耘機を購入して大農耕耘法を試」みる地主も現われた。

こうして、地主の反攻の前に返還戦術の欠陥が露呈しはじめ、新しい戦術が要請されるにいたる。創立間もない日農が、一九二一年のILO決議<sup>21</sup>や当時の農政学者らの影響下に、労働者意識の喚起と計算書戦術への転換を呼びかけるのも、ひとつには、ようやく目立ちはじめた地主の反攻を打破するためであつた。府下での計算書戦術は、管見のかぎり、三島郡山田村の争議で、日農の指導下に成立した農民組合が二二年一〇月「小作收支計算書」を配布したのを嚆矢とし、翌年には豊能郡菅野村の争議でも計算書<sup>22</sup>が配られている。

確かに、計算書戦術は、次のような点で返還戦術よりすぐれた戦術であつた。

第一に、返還戦術の致命的欠陥が克服できることである。返還戦術に直面した地主のなかには、一九二二年以降でも、さきの「坂本農場」のように直接経営にのりだす者、返還地に「淡路島ヨリ雇傭労働力ヲ入レ」<sup>24</sup>るなど労働市場の限界性を利用して市場外から労働力を調達する者、さらには海外から耕作機械を購入して労働力不足や労賃高騰に対処する者など、小作地返還への対策が進み、戦術の欠陥克服は小作農民にとって死活的な課題となつていった。

第二に、計算書戦術では小作側の要求の根拠が数字で客観的に示されるから、争議の調停に立つ第三者はもとより、当事者である地主、小作双方にも説得力が増すことである。「農業日雇賃金を『V』評価の基礎<sup>(25)</sup>」とした計算書は、小作側には彼らの相対的收支不償感を客観的に証明して要求の正当性を確信させ、団結と闘争力を強化する武器となり、地主にとっては、引きあげた小作地を日雇労働で維持すれば経営的に破綻することを示す見積書であり、小作側の要求を容れて荒地化と小作料収入の途絶を回避する方が、当時の労働市場の下では、賢明かつ安全なことを示す計算書となるからである。実際、雇用労働に依存して失敗した例は少なくない。たとえば、「年貢米減額要求容れられざるにつき、多数は返地し、地主側は之に対抗して、奈良県下から十数名の小作労働者を雇入れ、共同耕作を實行せるが、作業成績思はしからざるより<sup>(26)</sup>」小作料減額に応じた例などがある。

もとより、計算書の説得力は、「『V』評価の基礎」の農業日雇賃金が「各種労働賃銀のなかでもっとも低劣な部類<sup>(27)</sup>」に属するから生ずるのではない。他のいかなる賃金をもってしても、調停に立つ第三者はもとより、争議の当事者すら説得できないのである。

第三に、都市型労働市場の成長がうんだ返還戦術がそのために抱えこんだ地理的空間的制約が、計算書戦術によって取りのぞけるからである。計算書戦術こそが、本格的減免争議を全国各地で闘うにふさわしい戦術であった。

このように両戦術の優劣は明白であったにもかかわらず、府下では返還戦術のほうが多用され、計算書戦術が主流をしめることはなかった。それは、「大小作争議段階」をとおして府下の農外労働市場の吸引力が持続し、小作地返還が戦術としての有効性を喪失しなかったためと考えられる。事実、既述のように、小作農民たちが耕地を返還して労働者になることは、日農の戦術転換後もきわめて現実的な選択肢であった。さらに言えば、日農が小作農民を労働者と規定したのも、このような農外への労働力移動がなお当時は存在したからであり、この規定をあながち誤りとし

て裁断しざることではできない。<sup>(28)</sup>

だが、計算書戦術にも限界はある。計算書の説得力も、究極には争議地の属する都市型労働市場のあり方に依存するからである。労働市場の展開が微弱で返還戦術が採用できないような地域では、同じ計算書戦術でも説得力は弱く、争議も紛糾して長期化するであろう。同様に、都市型労働市場の成長が弱まり、日雇賃金格差が縮小すれば、計算書の説得力は以前より弱くなるであろう。一九二〇年代第四半期の大阪は、後者に該当すると考える。

こうした限界があるにしても、二つの戦術の優劣は明白である。この戦術転換を、農民運動の前進と評価する所以である。

- (1) 『地方別小作争議概要』昭和五年、三二〇頁。
- (2) 青木忠一郎前掲書、四三頁。
- (3) 山崎隆三「大正期都市周辺における地主制」『経済学雑誌』七〇―五・六、二九頁。文中( )は田崎。
- (4) 会報一一九号、一九頁、一九一〇年。
- (5) 同前書、二三頁。
- (6) 『大阪毎日新聞』一九二二年五月一日。
- (7) 青木忠一郎前掲書、三九頁。
- (8) 大阪府内務部『農業経営改善指導農場成績』一頁、一九二七年。
- (9) 同前書、六九頁。
- (10) 会報三二五号、二九頁、一九二〇年。
- (11) 『大阪朝日新聞』一九二二年五月一四日。
- (12) 猪俣津南雄『踏査報告窮乏の農村』二〇八頁、岩波書店、一九八二年。
- (13) 『大阪毎日新聞』一九一九年四月一六日。

- (14) 山崎延吉前掲論文。
- (15) 暉峻衆三前掲書、二六二頁。
- (16) 青木恵一郎前掲書、四三頁。
- (17) 『東京日日新聞』一九二一年七月三日。
- (18) 『大阪朝日新聞』一九二一年一月一日。
- (19) 『東京日日新聞』一九二二年五月一八日。『労働運動概況』大正二年、四六頁。
- (20) 『労働運動概況』大正二年、四四頁。
- (21) 中村政則前掲書、二四四～二四五頁。
- (22) 『大阪毎日新聞』一九二二年一月一日。
- (23) 『大阪朝日新聞』一九二二年一月一日。
- (24) 『地方別小作争議概要』大正一三年、「大阪府」。
- (25) 暉峻衆三前掲書、二二六頁。
- (26) 『大阪朝日新聞』一九二三年五月六日。
- (27) 暉峻衆三前掲書、二六八頁。
- (28) 島袋善弘「一九二〇～三〇年における農民運動の展開」『山梨県立女子短期大学紀要』一三、一九八〇年は、労働者規定が生じた時代背景を配慮していないようである。

#### 四、都市化による小作争議の抑止と変質

一九二〇年代中葉以降府下争議の相貌は変容をとげる。大阪市周辺では地主の土地取り上げが増加し、地主攻勢の争議が増える。さらに二〇年代の第四四半期から三〇年代初頭の間には争議件数が激減し、争議の多発地も三島、北河

内から南河内に移り、景気後退を反映した生活防衛的争議(1)になる。「大小作争議段階」の争議状況は崩壊したといつてよい。

この争議状況の崩壊については近年精力的に研究が進められているが、以下ではこれを正面から論ずるのではなく、都市化が争議抑制的に機能することを、二つの場合に絞って検討する。都市向農業の発展と都市域の拡大である。

### 1 都市向農業の発展と小作争議

都市型労働市場の停滞や縮小は労働力の農外流出をとどめ、相対的収支不償感を弱めて、「大小作争議段階」の争議の発生を抑制するが、絶対的収支不償感までも消滅するわけではない。とくに景気が後退し生活基盤が脅かされてくると、絶対的収支不償感が強まる。このような収支不償感全体の成立を阻むのは、農業が高い収益をもたらず場合である。ここで取りあげる都市向農業が、これにあたる。

第一次大戦期から二〇年代中葉にかけての都市の膨脹は非農業人口の集積をすすめ巨大な消費市場の形成を促した。都市向農産物市場も量的に飛躍的な拡大をとげただけでなく、その特有の嗜好は質的にも都市向農業の形成を促した。府下農産物の価格構成も二〇年代をとおして変化し、米麦の比重低下と、食用・園芸・工芸農産物の比重増大が進んだ(表3)。新たな市場に適応した農業経営では概して高い収益が実現し、相対的・絶対的収支不償感が抑止または解消され、争議の発生を防止した。まず、事例を紹介する。

泉南タマネギ産地の日根野村は「農業を営むには至便の地にして経済上多少の変動あるも容易に一家を挙げて他業に転ずる者なかりき」ところ、欧州「戦乱勃発以来工業の勃興によりて其工賃高く独り米価は又々下落する所となり」男女とも転業者が続出し「此分にて進む時は耕地荒廢の止むなきに至るやも計れずと憂へられ」「戦乱終熄と共

表 3 大阪府の農産物価格構成

(単位:千円, %)

	価 格					
	米	麦	食 用	園 芸	工 芸	計(千円)
1922	35648	3053	1541	12685	633	53560
24	38845	3277	1378	12599	721	56820
26	37633	3385	1295	10969	999	54281
28	32573	2982	1327	12719	1268	50869
30	23953	1922	1063	11187	1256	39381
	構 成 比					
1922	66.6	5.7	2.9	23.7	1.2	100.0
24	68.4	5.8	2.4	22.2	1.3	100.0
26	69.3	6.2	2.4	20.2	1.8	100.0
28	64.0	5.9	2.6	25.0	2.5	100.0
30	60.8	4.9	2.7	28.4	3.2	100.0

(出典)『大阪府統計書』各年版より作成。

に織物職工賃金益々騰貴し来り如何になり行くか等思はれしも幸に米価の暴騰並に裏作たる玉葱其他の農産物の売行好況は農家の収入順に激増し来り農業の捨て難き印象を与へ農業余剰労力を以て副業的に他の賃金高き労働に従事するものゝ如く為に其収入益々多く本年(一九二〇年か)の如きは全く農家謳歌の秋と称し得可き<sup>(2)</sup>状態となった。

泉州機業地帯に位置し農工兼業の条件がある日根野村では、労賃と農産物価格の変動に応じて労働力が農工両部門間を流動したが、農産物価格の高騰が農業労働力の流出を抑止したのである。一八八五年に導入された泉州タマネギの作付面積は明治末年四〇〇町歩、一九二〇年八〇〇町歩と増加し、その九七%は泉南郡に集中していた。いずれにせよこの事例では、都市向農産物市場の拡大が農産物価格を上昇させて収益性を高め、収支不償感を解消して、争議状況が沈静しているのである。

河内ブドウの主産地である中河内の堅下ブドウには三宅順一郎<sup>(3)</sup>の研究があるので、その要所を摘録するにとどめる。

明治から栽培された河内ブドウは大正初期まで停滞的であったが、大戦期から昭和初期に急激な発展をたどり、その過程で

中農以上には富農化傾向がみられ、下層ではブドウ作からの脱落と賃労働者化が進行し、堅下村太平洋部落では零細下層農民の比重が相対的に低下した。ブドウ作が多額の資本を要するためである。ここで重要なのは、模範経営の事例とはいえ、一九一六、一七、一八の反当収益の平均が一九・七円、最高は二〇年の七六・五円、最低は三一年のみの欠損二二・二円（ただし自家労賃を無視すれば八、九〇円の黒字）という高収益によって収支不償感が成立せず、隣村まで波及した争議が堅下村では発生しなかったことである。このように都市向農業への再編が先行して収支不償感が成立しないと、争議は発生しない。高収益の都市向農業の展開は、争議の阻止要因なのである。

恐慌下にも高収益が持続したことは「大阪郊外の電車の沿線にある農村などしか見ていないような人は、農家の疲弊なんか一体どこにあるかと思うのも無理はない、——こういって、私が旅行に出る前に注意してくれた人がある。現場へ行ってみるとなるほどと思われた。奈良県寄りにある南河内郡の葡萄産地に行った時なども、見事な丘陵を背景にした瓦葺白壁の家屋の集団が電車の窓から絵のように眺められた。それは別荘地でもあるかと思われるほどだった」<sup>(4)</sup>と猪俣も述べているが、さらに事例をあげよう。一つは一九三二、三三年度の経済更生指定町村の例である。計四二の指定町村の一戸平均「資産・負債」は最低の三三年でもプラス、同じく「収支」は三三年に九円弱の欠損のはかば各年度とも余剰を計上している（表4）。この四二町村では「収入概算」に「工業収入」「商業収入」を欠く例は少なく「労役収入」を欠くものは皆無で、全体に郊村化がみられ、傾向的には富裕度の高い町村で農外収入が大きく、中位の町村では都市向農業がよく展開し、「交通不便」で特産品もなく米麦中心の町村は「人情純朴」だが貧しいという特徴がある。ここからも農外収入や都市向農業の効果がしられるが、富裕度の比較的中等な二町村を次に例示する。まず泉南郡南掃守村。「岸和田市ニ接近シ村内工場二〇モアリ之ニ依リ収入モ相当アリ耕地モ府ノ平均ニ相当シ附近町村ニ比シテ広く相当農業モ進歩セル関係等ニヨリ非常意識薄シ」「福岡、尾花、山下ノ三部落ニ於テハ近年蔬菜

表 4 一戸当収支、資産・負債額別町村数

A 収支(=収入-支出)							
年 度	差引黒字町村			差引赤字町村			G (C-F)
	A	B	C	D	E	F	
	町村	円	円	町村	円	円	円
1932	8	194	81.6	6	86	40.5	41.1
1933	5	83	54.6	9	201	63.3	△8.7
1934	5	560	195.4	9	220	75.6	119.8

B 資産・負債額(=資産-負債)							
年 度	差引資産町村			差引負債町村			G (C-F)
	A	B	C	D	E	F	
	町村	円	円	町村	円	円	円
1932	8	1050	328.3	6	668	50.3	278.0
1933	8	1050	313.3	6	639	224.3	89.0
1934	12	962	340.0	2	180	91.0	249.0

(出典) 大阪府経済部『大阪府農村経済更生概要』より作成。

(注) A, Dは該当町村数, B, Eはそのうちの最大金額, C, Fは平均金額, 数字左の△印はマイナス。

花卉果実等ノ栽培盛ントナリ多角形的ニ勞力ヲ年中利用シテ著シク経営改良セラレ従ツテ経済的ニモ向上セルヲ見ルモ其ノ他ノ部落ハ依然トシテ單純ノ旧農法ニ依リ勞力ノ分配良カラズ繁閑ノ差著シ<sup>(6)</sup>。更生運動の課題に「非常意識」の喚起をかける町村はここだけではないが、「非常意識」の喚起が課題になること自体が都市向農業の高収益性と絶対的収支不償感の不成立を裏づけている。

次に中河内郡南高安村。「本村ハ戸数四八三戸農家戸数三八九戸アリ大軌電車沿線ニシテ二〇分ニシテ大阪ノ中央ニ出デ交通至便ノ地ナリ園芸盛ニシテ相当ノ収入アリテ生活ハ比較的容易ニシテ婦人ヲ農耕ニ従事セシムルヲ恥辱トシ耕地ニ婦人ヲ見ズ」、「農産物ノ共同販売ハ主要農産物ニ付各実行組合ニ於テ行フモ不徹底ノ向アリ<sup>(7)</sup>」。

恐慌下にも都市向農業の高収益は持続し、そのために更生運動の目標に「單純ノ旧農法」からの脱却や「共同出荷」、「共同販売」、「品種統一」など「農民的小商品生産の組織化」がみられるのである。ただ筆者は「農民的小商品生産の組織化」論には賛成しない。争議状況の克服は「組織

化」の結果ではなく、都市向農業の高収益の結果であり、高収益が「組織化」を成功させるとみるからである。<sup>(8)</sup>大阪の事例を見てみると、高収益の農業は「危機意識」を消し去っているが、その農業が「組織化」されている事例はほとんど見当たらないからである。

さらに府農会技手の一文をひこう。「先年府下農家の借金を調べて見た事があるが、其額はまさに五千数百万円に達して居る。その地方別に調べて見ると、組合首脳部の人の頭の働きがいつも鋭敏であつて、所謂モダンな経営をして居る農家即ち市民を相手にする商業的の農家即ち都市に近接する農家には借金が少なくて、漸次都市を離る、に従つてその率が多くなつて居る。遠くとも果樹又は蔬菜其他の副業品の相当纏まつたもの即ち銘柄品を産出しつつある処は、少々遠くとも比較的借財は少ないから如実に立証が出来得る。大阪市や堺市附近の農家は借財が殆どない。又泉南葱頭の産地はその生産葱頭の値が安ひと云ひつゝ、借財が比較的少ない。中河内堅下や南河内の長野町附近の葡萄の産地も裕福な村で借財がない。三島郡の独活の産地、泉北郡横山村、南河内郡の東篠村の蜜柑の産地も、石川村附近の海老芋の産地も、北河内郡の蓮根の産地、大和田村附近の各村は比較的借財が少ない。山奥と雖も豊能郡の東郷、西郷の両村及びその附近の村は栗の有名な産地でこゝも借財が少ない。中河内の久実寺村の蕎麦と夏独活の産地、花の高安村等は何れも借財の少ない村である。……彼様な村人の中に若し借財を持つ人がありとすれば、不時災難に罹つた家か、然らば放蕩息子を蓄へる農家であらう。<sup>(9)</sup>」ここでいう「所謂モダンな経営をして居る農家」は、「市民を相手にする商業的の農家即ち都市に近接する農家」と「少々遠くとも」「銘柄品を産出しつつある」農家の二つである。いずれも都市の農産物市場の展開に対応した、都市向農業を営む農家である。

都市向農業の高収益性を高唱するこの技手の更生運動批判は痛烈である。「由来農家は売るものは安く、買ふものは比較的高いから『農家はなるべくお金の御厄介になるべからず』と、田舎の県では可なりやかましき農業政策に数

へられ、或る有名な経済学者でさへかく称へらるゝ様になつたこれは一応ご尤な説ではあるが……しかしかく消極的な考へのみに縮み上がつて仕舞ふことは府下では考へものである<sup>(10)</sup>。

都市向農業は収支不償感の阻止、消滅に力があるといえよう。このことは、本稿の論理では、争議を防止し、争議状況を抑止することになる。

## 2 都市域の拡大と小作争議

都市域の拡大つまり市街地化は都市化現象のひとつであるが、この市街地化は、これまで検討した争議とは別の争議をひきおこす。地主の土地取り上げ争議である。

府下では大正「一四年ヲ画シテ俄然激発ノ情勢ニ在リ」<sup>(11)</sup>以降年々増加した。この年、西成、東成を合併して大大阪市が発足したためである<sup>(12)</sup>。「大規模ナル都市計画ノ断行ニヨリ都市編入町村ニ於テハ相競フテ区画整理ノ工事ヲ起シ、一面土地ノ思惑的価値ヲ高ムベク耕地ヲ休閒シテ機ヲ待ツモノ続出シテ、耕地ヲ稀少ナラシメタルノミナラズ当面ノ必要以上ノ土地返還ヲ迫リ問題ヲ多カラシメタル」<sup>(13)</sup>など、合併の年だけで一挙に七〇〇戸の農家が姿を消した<sup>(14)</sup>。

一九三〇年前後になると、市街地化に都市型労働市場の縮小がかさなり深刻な事態がうまれてくる。「小作人ノ転業極メテ困難ナル事情ニアルヲ以テ極力不返還ヲ標榜シ偶々作離料ニ関シテ交渉サルニ於テハ反当五〇〇円乃至二〇〇〇円ヲ要求ス」<sup>(15)</sup>。なかでも市街地周辺では、事態はよほど紛糾した。そこで営まれていた農業が有利なためである。「其ノ交通肥料其ノ他ノ関係ヨリ蔬菜類ノ栽培極メテ有利」なために「一般ニ小作人ハ作離料ヨリ寧ロ耕作権継続ヲ熱望」<sup>(16)</sup>し、「数年ニ亘リテ解ケ」ぬほど長期化する争議もあった。土地取り上げが小作農民の生活手段を剝奪するのだから、「当事者間ノ妥協協調ヲ唯一ノ方法トナス」小作調停法の運用原理では到底「解決困難」<sup>(18)</sup>なことは、け

だし当然といわねばならない。とくに都市周辺では、なおさらである。

地主小作間の対立は次第にエスカレートし、「近キ将来ニ於テ返還ノ運命ニアル都市及其近郊」では、「言フ左右ニシテ小作料支払ノ義務ヲ放任シテ顧ミズ、督促ニ依リテ始メテ減額ノ要求ヲ為シ容レラザレバ聴カ」ない小作農民があらわれれば、地主のなかにも「強テ督促ヲ行ハズ私カニ之ヲ奇貨トシテ土地返還ノ理由ト為サントスル者等アリテ、契約小作料ノ如キハ全ク有名無実ノモノト化スル」状態も生じた。<sup>(19)</sup>「しまいには阪神間ではもう小作料を取らんという地主」<sup>(20)</sup>さえ出てきたのである。小作料を一度でも受けとると小作契約の証拠となって、土地取り上げ訴訟が地主に有利に運ばなくなるからである。

このような事態は、都市域の拡大によって、農村が都市型地価圏に包摂されたために発生したのである。この過程で地主の所有権が小作農民の耕作権を圧倒し、かつての小作攻勢の争議はその成立の条件を喪失するのである。

- (1) 『地方別小作争議概要』昭和七年、八四～五頁。
- (2) 会報二二五号、二六～三五頁、一九二〇年。文中( )内は田崎。
- (3) 「河内地方における農業経営の変貌」『日本農業発達史』別巻上、中央公論社、一九五八年。
- (4) 猪俣津南雄前掲書、一〇六頁。
- (5) 大阪府経済部『大阪府農村経済更生概要』、一九三五年。
- (6) 同前書、一一七頁。
- (7) 同前書、一三一～一三二頁。
- (8) この点については、野田公夫「農産物市場と近畿農業の展開構造」『日本史研究』二八一号、一九八六年一月、により詳しい指摘がある。
- (9) 会報二五九号、二～三頁、一九三二年。

- (10) 同前書、三頁。
- (11) 『地方別小作争議概要』昭和元年、一〇八―一〇九頁。
- (12) 『大阪市及其近郊ニ於ケル小作争議解決事例』「序」、一九三四年。
- (13) 同前書、二頁。
- (14) 大阪府統計書より計算。
- (15) 『地方別小作争議概要』昭和五年、三二四頁。
- (16) 同前書、三二四頁。
- (17) 前掲『大阪市及其近郊ニ於ケル小作争議解決事例』三―四頁。
- (18) 『地方別小作争議概要』昭和五年、三二四頁。
- (19) 前掲『大阪市及其近郊ニ於ケル小作争議解決事例』三頁。
- (20) 『季刊現代史』五号、七〇頁、一九七四年。

まとめにかえて

これまで検討した都市化と小作争議の関係を原理的にまとめれば次のようになる。

大阪の都市的・資本主義的發展は都市型労働市場、都市向農産物市場、都市型地価圏を拡大させ、これらがそれぞれに地主制下の農業に対して異なるインパクトをあたえた。

都市型労働市場の拡大は府下の農業労働力を激しく吸引し、二〇年代初頭には農業労働力の欠乏が進み農業の粗放化と耕地の相対的過剰がおこり、土地所有者たる地主と直接生産者たる自小作、小作の力関係が接近して小作契約の

内容にもそれが及んだ。また直接生産者内部にあっては、都市型労働市場に労働力を放出した経営（主として小作）とそうでない経営（主として自作）との経済的格差が逆転または縮小して、わけても労働力を放出しない経営の收支不償感が強まる。こうして農村内部の階層秩序が全体として動揺し、自作層を中心とした中層の経営に累積された相対的收支不償感が、彼らを小作争議の中核的担い手に成長させ、争議が著しく発生しやすい状態を招く。小作争議状況の成立である。第一次大戦以降のこの状況は商工業大都市の労働力市場圏に深くくみこまれた地域に一般化し、「大小作争議段階」が成立する。

このような一般的な事情は、あくまでも、相対的收支不償感を成立させないだけの高収益が農業内で実現しない場合に限られる。第一次大戦以降の都市化に適合した農業経営には、それだけの高収益が成立している場合があるからである。<sup>(1)</sup> これまで都市向農業の成立とよんだ事情が、それにあたる。都市向農業は一般に畑作経営において成立するが、いわゆる佐賀段階のように、米作で成立する場合もないわけではない。<sup>(2)</sup>

「大小作争議段階」の崩壊の、右以外の要因の一つは、都市型労働市場の停滞または縮小である。相対的收支不償感がこれによって掘り崩されるからである。いま一つの要因は、都市域の拡大にともなう都市型地価圏の拡大である。地主は自己の所有する農地を宅地や工場用地などに転用する道がひらけ、しかもそれによって一層高い収益を手にすることができるようになる。農業労働力の欠乏によってもたらされた地主と小作との力関係はふたたび変化し、地主攻勢の争議が展開するようになる。

したがって、本稿の冒頭で述べたような特徴をもつ小作争議が発生する基本的条件は、次のようになる。①都市型労働市場に農村が包摂され、それまでの農民諸階層の序列関係に変化が起こり、中層の農民に相対的收支不償感が強く意識されるようになること、②都市向農業が、相対的收支不償感の成立を阻むようなレベルで成立していないこと、

③都市型地価圏への包摂がないこと。この包摂がおこると、都市型労働市場のもとで生じた地主と直接生産者とのあいだの力関係の変化に影響をあたえ、小作争議の様相が一変するからである。小作争議発生条件としてこれまでしばしば強調されてきた農民的小商品生産の発展や農村日雇労働の上昇は、それ自体としては、なんら基本的条件とはならない。

農民的小商品生産の発展は、現在の研究史では、一方で争議の発生条件、他方では争議沈静の条件とされ、この矛盾を解決する論理がなく、また、小商品生産がどう発展すれば争議をひきおこし、または沈静するかのメカニズムの説明がない。さらには返還戦術争議が説明できない。また、自家労働説での農村日雇労働の上昇は当時ほぼ全国的な現象であるから、これだけでは小商品生産説と同じメカニズム問題に逢着する。行論で示したように、争議発生条件は農村日雇労働の上昇を上回る都市日雇労働の上昇と相対的収支不償感の累積であり、それを支える都市型労働市場の拡大であり、それによって引きおこされた農業労働力の農外流出であって、農村日雇労働の上昇そのものではないからである。

いうまでもなく小作争議状況の成立はもとより、その分解、消滅にも、これまで述べてきたことの他にさまざまなレベルの要因を考察の対象としなければならない。しかし本稿では、都市化に直接する条件の、しかも経済的カテゴリーに属するものだけを問題にした。その点で今後に残した課題もそれだけ大きい。こうした点をあえて別にしても、本稿の論理にとって残された課題は少なくない。その主たるものを列挙して筆を措くこととする。

① 現在の知見では、この時期のすべての小作争議を都市発展説で説明することには無理がある。当時の農政担当者たちも、大都市周辺の争議を他の争議と区別している。同時代の争議の類型わけが必要であろう。

② しかし、これまで知られている小作争議事例のなかには、都市発展説の視点から考えなおしてよいのではない

かと思われるものも少なくない。栗原自身が一般的要因としては都市発展の影響であると認める岡山県の小作争議の<sup>(3)</sup>ほか、すべて県内の大都市周辺で発生している新潟県三大小作争議などは、その最たるものである。

③ ②とかかわって問題になるのは、日露戦後から一九二〇年代にかけて発展した地方都市の位置づけである。とくに第一次大戦期から顕著になる工場の地方分散と各地での工業の集積は、重要な論点である。

④ 都市発展説にとって謎深いのは東京である。東京府の農業構造だけでなく、産業構造全体を検討して見る必要がある。

⑤ 自作農創設維持事業の評価についてはすでに述べたが、この時期の農政の動向は都市発展説の視点からどのように整理できるのかも、興味深い課題である。

(1) 三好正喜「独占資本主義確立期における近畿農業の検討」『経済史・経営史論集』大阪経済大学日本経済史研究所、一九八五年。

(2) 磯辺秀俊「いわゆる『佐賀段階』の形成過程」『日本農業発達史』別巻下、中央公論社、一九五九年。

(3) 栗原百寿「岡山県農民運動の史的分析」『栗原百寿著作集』第六巻、一〇九～一一〇頁、校倉書房、一九八一年。

(一九八五年九月二〇日成稿)

〔付記〕

本稿は、本学大学院の講義をもとにした拙稿「戦間期農業問題論ノート」(一橋大学社会学部『地域社会の発展に関する比較的研究』一九八三年三月刊、所収)に加筆・訂正を施したもので、永原慶二・中村政則編『資本主義と日本の近代』東京大学出版会のために執筆したものであるが、諸般の事情で同書の刊行が著しく遅延しているため、急遽予定を変更してここに公表することにした。貴重な助言と御指導をたまわった暉峻衆三、西田美昭、島袋善弘の各氏、中村政則氏をはじめとする研究会のメンバーや当時の院生諸氏、また公表の機会を提供してくださった関係各位の御高配にこの場をかりてお礼申し上げたい。

なお、戦間期農業問題の研究では、とりわけ一九八五年以降、視角や問題関心、理論的な枠組みなどを前稿および本稿と共有できるのではないかと思われる研究がいくつか発表され、本稿を執筆した当時とは研究史の状況が変わり始めているが、それらについての検討や本稿で課題とした東京府の分析などについては、別に機会をえて試みたいと考えている。